

## 別記 4

### グリーンな栽培体系への転換サポート

#### 第 1 事業内容等

##### 1 事業内容

本事業は、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術（以下「省力化に資する技術」という。）を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、以下の内容を支援することとする。

##### (1) グリーンな栽培体系への転換

事業の実施に当たっては、次のアを必須の取組とする。

##### ア グリーンな栽培体系の検討

##### (ア) 検討会の開催

a 事業実施地区が目指す環境負荷低減の方針や、取り組む環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。また、必要に応じて、事業実施地区内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施するものとする。

b 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）の導入・実践に向けて必要となるグリーンな栽培マニュアル及び事業実施地区の関係者の役割等をまとめた産地戦略を策定するものとする。

##### (イ) グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ 1 つ以上取り入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）について、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の効果や産地への適合性の検証及びコストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

なお、必要に応じて、スマート農業技術の効果を十分に発揮するために必要な生産方式の見直し（以下「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」という。）の検証を併せて行うことができるものとする。

##### (ウ) グリーンな栽培マニュアルの作成

グリーンな栽培体系の普及を図るため、(イ) で実施した検証の結果等を踏まえたグリーンな栽培マニュアルを作成するものとする。グリーンな栽培マニュアルは、新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の普及に必要な情報のほか、必要に応じて栽培暦や防除暦を盛り込むものとし、イにより導入するスマート農業機械等を用いる栽培体系の検証に取り組む場合は、農業機械に関する情報（特徴、仕様、価格帯、

見込まれる効果等)及び導入時の留意事項を、(イ)においてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証に取り組む場合は、その取組の概要及び取組に当たって注意すべき事項等を併せて記載するものとする。

なお、第3の1のただし書又は第4の1(1)のただし書の場合にあつては、本事業の目標年度までに作成することができるものとする。

#### (エ) 産地戦略の策定

グリーンな栽培体系の導入・実践に向けて、本事業の目標年度の翌年度から5年間の産地戦略を本事業の目標年度に策定する。なお、産地戦略に記載する項目は、別添1に定めるとおりとする。

#### (オ) 情報発信

(ウ)のグリーンな栽培マニュアル及び(エ)の産地戦略については、事業実施主体、事業実施主体の属する都道府県又は農業協同組合等のホームページにおいて作成後、速やかに公表すること。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

また、第3の1のただし書又は第4の1(1)のただし書の場合にあつては、ホームページへの公表は、第7の1(2)の報告に合わせて実施するものとする。

このほか、セミナーの開催等、検討したグリーンな栽培体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

#### イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入

ア(イ)の検証に必要となるスマート農業機械等を導入し、当該機械の導入による環境負荷低減及び省力化の効果を検証する。対象機械は別添2に定めるところとする。

導入したスマート農業技術の検証及び普及に取り組むに当たっては、都道府県の普及組織等がサポートする体制を組み、産地全体の技術力向上を図ることとする。

#### ウ 消費者理解の醸成

アで検討する栽培体系(イに取り組む場合はイも含む。)により生産する農産物について、消費者の理解を醸成するため、セミナーの開催や産地での農業体験の実施、消費者に向けた産地の取組の情報発信等に取り組むものとする。

#### (2) 都道府県域への展開

グリーンな栽培体系を都道府県域に展開するため、農業者の環境負荷低減への意識醸成や取組促進を目的とした検討会や研修会、先進地視察、展示ほの設置等を実施するものとする。併せて、環境にやさしい栽培技術の活用により生産する農産物への消費者の理解醸成を目的とした消費者向けのセミナーの開

催等を実施できるものとする。

## 2 交付対象経費

### (1) グリーンな栽培体系への転換

交付対象経費の範囲は別添3のとおりとし、交付対象経費の具体例は以下のとおりとする。

#### ア 検討会の開催、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策定

1 (1) ア (ア)、(ウ)及び(エ)に係る経費のうち、検討会の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、先進地調査等に係る旅費、検討会資料等の印刷製本費、消耗品費等。

#### イ グリーンな栽培体系の検証

1 (1) ア (イ)に係る経費のうち、グリーンな栽培体系の検証を行うための検証ほ場・農業機械・施設の借上費、取り入れる技術の検証に必要な資材の購入費、技術指導講師の派遣に係る旅費・謝金、資料作成に係る印刷製本費、簡易な農業機械の改良に係る役務費、データ分析に係る委託費等。

ただし、農業機械・施設の借上費、資材購入費は事業実施地区において新たに取り入れる技術の検証に係る経費に限る。

#### ウ 情報発信

1 (1) ア (オ)に係る経費のうち、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の情報発信を行うためのセミナー等の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、セミナー資料、周知資料等の作成に係る印刷製本費、周知用動画作成に係る役務費等。

#### エ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入

1 (1) イに係る経費のうち、スマート農業機械等の導入に要する資機材費、運搬費、役務費、雑役務費等。

#### オ 消費者理解の醸成の取組

1 (1) ウに係る経費のうち、セミナーの開催等に必要な会場借料、資料印刷費、講師の派遣に係る謝金、農業体験に必要な役務費・資材費、消費者に向けた情報発信に必要な委託費・資材費、印刷製本費等。

### (2) 都道府県域への展開

交付対象経費は、1 (2) の取組に必要な経費のうち別添4に定める経費とする。

## 第2 事業実施主体等

### 1 事業実施主体

#### (1) グリーンな栽培体系への転換

ア 事業実施主体は、次の(ア)から(エ)までとする。

(ア) 協議会

- (イ) 都道府県
- (ウ) 市町村
- (エ) 農業協同組合

イ ア(ア)から(エ)までのいずれの者が事業実施主体となる場合においても、事業実施地区の農業者の参加を必須とするとともに、ア(ア)の場合は、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)を必須の構成員に、ア(ウ)の場合は、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)を必須の参加者にそれぞれするものとする。なお、都道府県(普及組織)を構成員又は参加者にしない場合には、必要に応じて同組織の助言を受けるものとする。

また、事業の実施に当たっては、検証内容等に応じて、農業者、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合(営農指導事業担当)、市町村、都道府県等が関与する体制とする。

ウ ア(ア)が事業実施主体となる場合は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めるものとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) 事務処理及び会計処理の方法

(カ) 会計監査及び事務監査の方法

(キ) その他運営に関して必要な事項

(2) 都道府県域への展開

事業実施主体は、都道府県とする。

## 2 交付率等

(1) グリーンな栽培体系への転換

ア 交付金額の上限

第1の1(1)ア及びウに係る交付金額の上限は以下のとおりとする。ただし、第1の1(1)ウに係る交付金額の上限は30万円とする。

(ア) 次の(イ)及び(ウ)の場合を除き、1地区当たり年間300万円とする。

(イ) 有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は、1地区当たり年間360万円とする。

(ウ) 環境負荷低減の取組(第5の1(2)アからエまでの取組をいう。以下同じ。)のうち複数の取組(有機農業を除く。)を検討する場合、1地区当たり年間360万円とする。

(エ) 第1の1(1)ア(イ)においてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証に取り組む場合は、(ア)から(ウ)までに規定する上限にそれぞれ100万円を加えた金額とする。

(オ) 品目の特性上、栽培体系の検証が年度途中から翌年度にわたることに伴い、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信の取組が翌年度となることから、第3の1のただし書により事業実施計画の期間を複数年とする場合は、栽培体系の検証と一体的に取り組む事業内容について、(ア)から(エ)までに規定する上限を適用することとする。

#### イ 交付率

本事業の交付率は定額（ただし、第1の1(1)イの機械導入に係る経費は2分の1以内）とし、交付上限の範囲内で支援する。

#### (2) 都道府県域への展開

交付上限額は300万円、交付率は定額とする。

### 3 スマート農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

第1の1(1)イによりスマート農業機械等を導入又はリース導入する場合は、以下のとおりとする。

#### (1) 共通

ア 本体価格が50万円以上のスマート農業機械等であること（センサー類、モニタリング装置等を複数台購入し、一体的に使用する場合等は1つの機械等と見なす。）。

イ 本事業による導入又はリース導入の対象となる機械の利用者は、事業実施主体又は本事業により検証を行う農業者として事業実施計画に位置付けられた者とする。

ウ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ 導入するスマート農業機械等の範囲は、化学農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、農業生産における温室効果ガスの排出削減に資する機械、有機農業の取組面積拡大に資する機械又は省力化に資する機械であり、本事業による栽培技術の検証に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

オ 導入するスマート農業機械等は、検証面積から普及目標面積までの範囲からみて適正な能力・規模であること。

カ 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

キ 本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予

定がない機械であること。

ク 本事業により導入する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

ケ 本事業により導入した機械等については、本事業名等を表示するものとする。

コ スマート農業機械等（収量コンバイン、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等）を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データの保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

サ 本事業により導入するトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和 4 年度末までに整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

## （2）スマート農業機械等を導入する場合

ア 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。

イ 農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第 27 第 3 項の規定による財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。））に対して提出するものとする。

都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 事業実施主体が導入する農業機械を事業実施主体以外の者に貸し付ける場合については、次によるものとする。

（ア）貸付の方法、貸付の対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあつても同様とする。

なお、貸付の対象となる者は、本事業による検証を実施する農業者、当該機械等によりグリーンな栽培体系に取り組む農業者に限る。

（イ）事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式による算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－交付金）/当該機械等の耐用年数＋年間管理費

(ウ) 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(3) スマート農業機械等をリース導入する場合

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア リース期間は、法定耐用年数以内であること。

イ リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる計算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数点以下2位で表した数値とする。

(ア) 「リース助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

(イ) 「リース助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格（税抜き）」）×助成率（1／2以内）

ウ 事業実施主体は、事業計画の作成に当たり、リース事業者にスマート農業機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積もりにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ 事業実施主体は、ウの選定結果及びリース契約に基づきスマート農業機械等を導入し、都道府県知事に対し交付金の申請をする場合は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。事業実施主体が都道府県である場合は、地方農政局等への申請に当たって、同様の書類を添付するものとする。

オ 利用者は、リース助成金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

(4) 導入またはリース導入した機械の管理運営

ア 本事業により導入した機械等のうち、1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる注意義務をもって当該機械等を管理することとする。

また、事業実施主体は、本事業により導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 機械等の管理は、原則、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が機械等を導入する場合であって、当該機械等の管理運営を直接行い

難しい場合には、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）と協議し、適当と認める者（以下「管理主体」という）に管理運営をさせることができる。

ウ 都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

### 第3 事業実施計画の期間

#### 1 グリーンな栽培体系への転換

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、検証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が認める場合にあっては、3年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合は、本要綱第5第3項の規定により地方農政局長等に提出する事業計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

#### 2 都道府県域への展開

事業実施計画の期間は、1年以内とする。

### 第4 目標年度及び成果目標

#### 1 グリーンな栽培体系への転換

##### (1) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事は、品目の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度を事業実施期間の最終年度の翌年度とすることができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合においては、本要綱第5第3項の規定により地方農政局長等に提出する事業実施計画において、目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

##### (2) 成果目標

成果目標は、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策定とする。

#### 2 都道府県域への展開

##### (1) 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。



## (2) 成果目標

成果目標は、取組結果の分析及びそれを踏まえたグリーンな栽培体系の都道府県域への展開に向けた事業実施翌年度の取組方針(以下「取組方針」という。)の策定とする。

## 第5 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、次のとおりとする。

### 1 グリーンな栽培体系への転換

#### (1) 検討内容

第1の1(1)アの検討内容は、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を新たに取り入れた栽培体系の検討とする。

なお、検討する栽培体系は次のアからウまでを満たし、かつ、環境にやさしい栽培技術については以下の(2)を、省力化に資する技術については以下の(3)をそれぞれ満たすものとする。併せて、第1の1(1)ア(イ)においてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証を行う場合は、検証内容が以下の(4)を満たすものとする。

ア 播種・定植前準備(果樹の場合は土づくり、せん定等)から収穫・収穫後作業までの作業段階において、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れること。

イ 化学農薬の使用量について、有効成分での使用量とADI(許容一日摂取量)をもととしたリスク換算係数を乗じたリスク換算値が現在の栽培体系から増加しないこと。

ウ 化学肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。加えて、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。

また、事業実施期間が複数年かつ、2年目以降の事業実施計画において、前年度までの取組により検証した省力化に資する技術について、普及段階に移行可能な検証結果が得られ、かつ、環境にやさしい栽培技術について引き続き検証が必要な場合においては、当該年度の検証内容を環境にやさしい栽培技術のみとすることができる。この場合、実施計画書に、省力化に資する技術の検証結果を記載するとともに、当該技術の普及に向けて取り組むこと。

#### (2) 環境にやさしい栽培技術

環境にやさしい栽培技術の検証に当たっては、以下のアからエまでの区分のうち、試験研究機関等において環境負荷低減の効果が認められているものとする。

ア 化学農薬の使用量の低減

(ア) 土壌くん蒸剤の使用量低減や代替技術の導入による人や環境に対するリスクの低減

- (イ) 化学農薬以外の防除方法の導入による人や環境へのリスクの低減
  - (ウ) 化学農薬の成分使用回数の低減による人や環境へのリスクの低減
  - (エ) 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替え
  - (オ) 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入
  - イ 化学肥料の使用量の低減
  - ウ 有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討
    - (ア) 新たに有機農業を開始するに当たって、化学農薬・化学肥料の使用に代わる技術
    - (イ) 現在実施している有機農業について、取組面積の拡大に向けた課題の解消を図るために新たに取り入れる技術
 ただし、(ア) 又は (イ) のいずれの場合にも、新たな栽培体系において次の a から e までを全て満たすこと。
    - a 化学肥料・化学農薬を使用しないこと。ただし、有機農産物の日本農林規格（平成 29 年 3 月 27 日農林水産省告示第 443 号。以下「同規格」という。）の別表に定める資材等を、同規格に従って使用する場合を除く。
    - b 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）等に定められた土づくり技術を導入すること。
    - c 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること。
    - d 有害動植物の防除を適切に実施すること。
    - e 組換え DNA 技術の利用を行わないこと。
  - エ 温室効果ガスの削減
    - (ア) 水田からのメタンの排出削減
      - a 中干し期間の延長
      - b 秋耕
      - c その他、水田からのメタンガスの排出削減に資する栽培技術（ただし、a 又は b と併せて取り組むこと。）
    - (イ) バイオ炭の農地施用
    - (ウ) 石油由来資材からの転換
    - (エ) プラスチック被覆肥料の被膜殻対策
      - a プラスチック被覆肥料の代替技術の検証
      - b プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止
    - (オ) その他温室効果ガスの排出削減に資する技術
      - a 自動操舵システム、電動小型農機等の活用による化石燃料使用量の削減
      - b その他農業生産由来の温室効果ガスの削減に資する技術
- (3) 省力化に資する技術

従来の栽培体系又は新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術に対応する一般的な栽培技術と比較して、労働時間の縮減、作業工程の削減、作業人員の削減、作業の軽労化・効率化等が見込まれる技術を取り入れた栽培体系を検討する取組となっていること。

(4) スマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証

スマート農業技術に適した新品種（茎が長い、硬い、色、大きさ、着果のばらつきが少ない品種等）の導入、機械収穫に適した加工用・業務用の栽培品種への変更、機械導入による一斉収穫、省力樹形（樹形の直線的な配置）の導入、立茎数の減少、畝間の拡大、圃場の形状の変更（区画拡大、ハウス底面のコンクリート化等）に対応した栽培体系の見直しなど、スマート農業技術に対応するための生産方式変革を検証する取組となっていること。

(5) 消費者理解の醸成の取組

第1の1（1）ウの消費者理解の醸成の取組については、以下の要件を満たすものとする。

ア 取組の内容が、事業実施地区で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。

イ グリーンな栽培体系への転換による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

2 都道府県域への展開

次の（1）及び（2）を満たすものとする。

(1) グリーンな栽培体系又は環境にやさしい栽培技術を都道府県域に展開するため、農業者の意識醸成及び取組促進を目的とする取組となっており、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術については、具体的に技術を特定して推進すること。なお、過年度に本メニューで実施した取組を含まないこと。

(2) 消費者理解の醸成の取組を行う場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 取組の内容が、環境にやさしい栽培技術の活用によって都道府県内で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。

イ 環境にやさしい栽培技術の活用による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

## 第6 申請できない経費等

### 1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 本事業の業務（資料の収集・整理、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 2 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

## 第 7 事業実施状況の報告

### 1 グリーンな栽培体系への転換

本要綱第 30 第 1 項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 30 第 3 項の規定に基づく別紙様式第 13 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

なお、目標年度の翌年度における当該報告をもって、本要綱第 31 第 3 項の規定に基づく評価の報告に代えるものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。
- (2) 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であ

ることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

- (3) 第1の1(1)イにより、スマート農業機械等を導入した場合であって、(2)なお書きに該当する場合は、リース契約期間又は法定耐用年数までの間のいずれか短い期間内において、当該機械が有効活用されるよう、導入機械の活用計画を作成し、要因分析資料と併せて提出すること。

## 2 都道府県域への展開

本要綱第30第1項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県は、事業実施翌年度に別紙様式第13号の実施状況報告書を作成し、第4の2の取組方針を添付して地方農政局長等に報告するものとする。

なお、当該報告をもって、本要綱第31第1項の規定に基づく評価の報告に代えるものとする。

## 第8 事業成果のフォローアップ

### 1 グリーンな栽培体系への転換

- (1) 事業実施主体は、産地戦略の開始年の翌年度から目標年次の翌年度までの間、産地戦略の進捗状況について、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

ア 産地戦略に掲げた目標の達成状況

イ 産地戦略に掲げた取組の実施状況

- (2) 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から1に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる産地戦略の進捗状況を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) 第7の1(3)により、導入した機械の活用計画を作成した事業実施主体は、計画の最終年度まで、毎年度、当該機械の利用状況について、都道府県知事(事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等)に報告するものとする。

- (4) (1)及び(2)の規定については、都道府県知事が次のア又はイに該当すると認める場合において、産地戦略の開始年の翌々年度以降の報告をもって終了できるものとする。

ア 産地戦略に掲げる目標等が達成された場合

イ 社会情勢の変化等やむを得ない事由により、環境にやさしい栽培技術の取組が困難となった場合

### 2 都道府県域への展開

都道府県は、取組方針に掲げた取組の実施状況について、事業実施翌々年度に地方農政局等に報告するものとする。

## 第9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

## 第10 その他

### 1 第1の1（1）に係る事業実施地区の範囲

- (1) 事業実施地区は、一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とし、都道府県を事業対象とする場合は、事業実施地区を特定するものとする。
- (2) 一つの協議会又は事業実施主体となる都道府県、市町村及び農業協同組合において、複数の品目のグリーンな栽培体系を検討する場合は、それぞれの品目ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (3) 都道府県若しくは都道府県を所管する協議会又は農業協同組合が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、異なる環境負荷低減の取組又は異なる品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、それぞれを1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (4) 都道府県若しくは都道府県を所管する協議会又は農業協同組合が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、同一の環境負荷低減の取組かつ同一の品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、各産地の生産条件等を考慮し、都道府県知事が特に必要と認める場合は、それぞれを1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (5) 上記の（2）、（3）又は（4）のいずれかに該当する場合は、地区ごとにグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

### 2 事業成果の普及・情報発信

都道府県普及組織は、都道府県内の他産地への普及に向けて、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

### 3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合に

は、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。

- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等に協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

## 別添1（第1の1（1）ア（エ））

### 産地戦略に記載する項目

#### 1 項目

- (1) 目指す姿
- (2) グリーンな栽培体系
  - ア 現在の栽培体系及び新たに導入するグリーンな栽培体系の概要
  - イ グリーンな栽培体系の取組面積の目標
  - ウ グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の内容及び効果並びに取組面積の目標
  - エ ウの技術の効果の指標及び目指すべき水準
- (3) グリーンな栽培体系の導入・普及に向けた取組方針及び関係者の役割
- (4) スマート農業技術に対応するための生産方式変革の取組
- (5) 導入したスマート農業機械等の活用面積の目標
- (6) 生産物の販売方法、消費者理解の醸成の取組等
- (7) その他

#### 2 留意事項

- (1) 1（1）から（3）までについて必ず記載し、第1の1（1）ア（イ）のスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証、第1の1（1）イ又はウに取り組む場合は、それぞれ1（4）、（5）又は（6）を併せて記載するものとする。
- (2) 1（2）エについて、次のア又はイの技術を取り入れる場合は必須の項目とし、次のとおり設定するものとする。なお、取り入れる技術の性質上、その設定が困難であると都道府県知事が認める場合においては、省略することができるものとする。
  - ア 化学農薬の使用量の低減及び化学肥料の使用量の低減に係る栽培技術  
現行の栽培体系と比較した化学農薬又は化学肥料の使用量の低減割合等
  - イ 省力化に資する技術  
作業人員、作業時間又は作業工程の削減割合等
- (3) 1（2）イ及びウの取組面積の目標は、原則、事業実施年度より拡大するものとする。



## 別添2（第1の1（1）イ関係）

### スマート農業機械等の導入における対象機械等

第1の1（1）イにおいて導入可能なスマート農業機械等は、次のとおりとする。

- 1 自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機
- 2 無人自動走行農機
- 3 草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの、水田抑草ロボットを含む。）
- 4 小型農業ロボット（自走式又はリモコン式で、3以外のもの）
- 5 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
- 6 水管理システム
- 7 環境モニタリング装置
- 8 可変施肥機能を有する農機
- 9 局所施肥機（側条施肥田植機を含む。）
- 10 堆肥散布機
- 11 収量コンバイン（収量データを踏まえた次期作の施肥設計を行う場合に限る。）
- 12 土壌データセンサー
- 13 水田除草機
- 14 紙マルチ田植機
- 15 ペースト2段施肥対応田植機
- 16 光・紫外線や超音波等を活用した物理的防除装置
- 17 複合環境制御装置
- 18 RTK-GNSS基地局（GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。）

このほか、都道府県知事が、環境負荷の低減又は省力化の観点から、本事業による検証に必要と認める機械について導入できるものとする。

### 別添3（第1の2（1）関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費</li> <li>・ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間相当分の経費に限る。</li> <li>・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。</li> </ul>
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・電話等の通信費については、基本料を除く。</li> </ul>
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用機械・施設について、レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。</li> </ul>
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</li> </ul>	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料は、物品受払簿で管理すること。</li> </ul>

	資機材費 (事業を実施するために直接必要な経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)</li> <li>・第1の1(1)イによるスマート農業機械等の購入費又はリース料</li> <li>・消費者理解の醸成に係る情報発信に直接必要な資材の購入費</li> <li>・農業体験を実施するために直接必要な種苗等の資材の購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材は、物品受払簿で管理すること。</li> <li>・新たに取り入れる技術の検証に必要な有機質資材、総合防除並びに消費者理解の醸成に係る情報発信、農業体験等に用いる資材等。</li> </ul>
	消耗品費 (事業を実施するために直接必要な経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費(USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。</li> </ul>	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</li> </ul>	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県、市町村等の規程を適用する場合は、当該規定に基づく交通費、日当、宿泊費を対象とする。</li> </ul>
謝金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の交付目的たる事業の一部分(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費</li> </ul>	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料</li> </ul>	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</li> </ul>	

#### 別添4（第1の2（2）関係）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設について、レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費及び消費者理解の醸成の取組に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・都道府県、市町村等の規程を適用する場合は、当該規定に基づく交通費、日当及び宿泊費を対象とする。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。</li> <li>・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</li> </ul>
役務費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行うための経費</li> </ul>	
雑 役 務 費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</li> </ul>	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</li> </ul>	